

ザンビアの組織労働者と国家

——鉦山労働者を中心として——

児 玉 谷 史 朗

はじめに

- I 独立後1960年代の組織労働者と国家
- II 1970年前後における政治経済体制の再編と組織労働者
- III 1970年代後半以降における組織労働者と国家むすび

はじめに

独立後のアフリカにおける国家と社会の関係という観点から都市社会と農村社会を比較した場合、都市社会は国家の政策に対して大きな影響力を持ってきた点と開発の主な受益者であった点が特徴といえよう。都市社会を構成する社会集団のなかでも都市の組織労働者は特に強い政治的影響力をもってきた。独立後のアフリカ諸国の組織労働者と国家の関係を考察する際に興味深い2つの点がある。

第1は、組織労働者に対する政府や支配政党による支配の強化である。政府や党は組織労働者に対する支配を強化する理由として通常2つの点を主張する。第1は、組織労働者は部分的・階層的利益集団 (sectional interest) であり、全体としての国民的利害に従属すべきであるという主張である。これは特に新興国の経済発展という重要課題に照らして正当化された。第2に、労働組合に対する支配は、労働組合が労働運動ではなく反政府的な政治活動の基盤になることを防ぐために必要だと主張された(注1)。このような主張の背後に

は、新興国家にとって組織労働者が経済的に特権的な集団であり、政治的に無視できない強力な勢力であるという認識がある。

第2は、労働貴族説である。この説によると、アフリカの組織労働者は、使用者である企業の寡占的性格と強い交渉力を持つ労働者の組織力により、特権的な所得と生活水準を享受している。そのため、組織労働者は支配階級と連携し、小農や都市貧困層とは利害を異にするという(注2)。

以上の問題をザンビアに即して捉え直すとき、次の点が指摘できよう。第1に、鉦山型植民地として発展したザンビアでは都市化の進展が著しかったうえに、独立時にはすでに組織労働者が都市の社会集団において重要な部分を占めていた。ザンビアの都市社会の分析にあたって、その重要な構成要素である組織労働者を取り上げることは不可欠である。またザンビアにおいては賃金労働者、組織労働者(特に鉦山労働者)はすぐれて都市的な集団である(注3)。第2に、その政治的、経済的影響力の大きさである。ザンビアでは上に述べたような一般的な意味で組織労働者の影響力が単に大きかったというだけではない事情がある。銅鉦業が今日に至るまでずっとザンビア経済を支える基幹産業であったために、組織労働者の中核をなす銅鉦山労働者は特別の政治・経済的重要性を持ってきた。第3に、ザンビアの鉦山労働者(注4)は1970年代半ばまではサハラ以南のアフリカで最も賃金水準の高い労働者であった。そしてザンビ

アの鉱山労働者はしばしば典型的な労働貴族と見なされてきた^(注5)。したがってザンビアの事例は労働貴族説の検討にとって興味深い対象である。また近年の経済危機と構造調整のなかでザンビアの都市の労働者の実質賃金と生活水準は大幅に低下してきており、このような状況の変化のなかで依然として労働貴族説は成り立つのかという問題がある。

本稿では、以上の問題意識のなかで、独立以後のザンビアにおける組織労働者と国家との関係を跡付けることによって、都市社会の再編成（独立後の都市社会諸階層の形成・変化およびそれらと国家との関係）の一端を明らかにすることを目的とする。本稿は資料・文献の制約から、都市の組織労働者全体ではなく、鉱山労働者を中心とした分析に留まっているが、ザンビアの都市社会における鉱山労働者の重要性を考えると、一定の意義を有するものとする^(注6)。

(注1) Gertzel, Cherry, "Labour and State: The Case of Zambia's Mineworkers Union," *Journal of Commonwealth and Comparative Politics*, 第13巻第3号, 1975年11月, 290ページ。

(注2) アフリカの労働貴族説として、代表的なものは Arrighi, G.; J. S. Saul, *Essays on the Political Economy of Africa*, ニューヨーク, Monthly Review Press, 1973年である。また吉田昌夫「アフリカ都市社会の再編成——都市労働者をめぐる経済環境を中心に——」(『アフリカレポート』第9号 1989年)も参照。

(注3) 独立した年の1964年にはアフリカ人労働組合の組合員総数は10万人を超えており、これは賃金労働者全体の半数近くに相当した (Gertzel, C., "Industrial Relations in Zambia to 1975," U. G. Damachi 他編, *Industrial Relations in Africa*, ロンドン, Macmillan, 1979年, 318ページ)。1979年には都市人口は228万人であり、またフォーマル・セクターの労働者数は約37万人(非ザンビア人約2万人を含む)であった。後者の37万人のうち農林水産業に従事する約3万2000人を差し引くと約34万人となるが、その大部分

は都市住民であると考えられる (*Monthly Digest of Statistics, Zambia, Central Statistical Office, 1985年4, 5月*)。また組織労働者の数を見ると、1986年末の時点で全労働組合の組合員数は34万6520人で、ここから明らかに都市住民でない「全国プランテーション・農業労働者組合」の組合員を差し引くと33万2510人であった。このうちどの程度が都市住民であるかは明らかでないが、少なくともその過半数は都市住民であると考えてよいであろう。またのうち鉱山労働組合の組合員数は4万8000人である (*Zambia, Ministry of Labour and Social Services, Annual Report of the Department of Labour for the Year 1986*, ルサカ, 1988年, 37ページ)。このようにザンビアの労働者、組織労働者の多くは都市住民であると考えられる。

(注4) 以下単に鉱山労働者というときにも、すべて銅鉱山労働者のことである。

(注5) 労働貴族説に批判的なサンドブルックも、ザンビアの鉱山労働者は最も特権的な労働者集団だとしている。Sandbrook, Richard, *Politics of Basic Needs: Urban Aspects of Assaulting Poverty in Africa*, ロンドン, Heinemann, 1982年, 第4章。

(注6) 銅産業の衰退し始めた1980年においても、銅鉱山のある産銅地帯の諸都市の人口はザンビアの全都市人口の45%以上を占めている (小倉充夫「ザンビアにおける農村・都市間労働移動」[『アジア経済』第29巻第7・8号 1988年8月] 79ページ)。また鉱山労働組合はザンビアの18の労働組合のなかで最大の組合員数を誇る。

I 独立後1960年代の組織労働者と国家

1. 独立後の国家にとっての組織労働者

1964年に独立したザンビアの新政府は、労働運動が経済発展の必要に適合した新しい生産者としての役割を果たすことを要求した。政府は、労働組合に対して、労働者だけの部分的・階層的利益の追求は全体としての国益に反するものだと警告した。独立国家における労働者の役割は政府の開発政策を支援することだとされた^(注1)。急速な経済開発を実現するためには、労働者が生産の増加

と生産性の向上のために貢献することとともに、賃金水準の抑制と労使関係の安定が必要であった。鉱山労働者に対しては次のような理由から特にその協力が求められた。ザンビアでは経済開発に必要な資金は銅産業に依存するしかなかった。銅産業は独立後の1960年代において国内総生産の43%、政府財政収入の61%、輸出の94%に貢献した^(注2)。経済開発の成功のためには、銅産業の収益の安定が不可欠であった。そのために銅産業における労使関係の安定と利潤を損なわない賃金水準が求められたのである。

都市の組織労働者の階層的利益を抑制すべきだというザンビア政府の主張の背後には、この他に都市と農村の所得格差を是正するという社会的公正^(注3)政策があった。そこには都市の組織労働者、特に鉱山労働者は農民に比べて所得面で恵まれた特権的階層であるという認識があった。

政治的にみると、政府と与党統一民族独立党(United National Independence Party、以下 UNIP と略称)による労働組合の支配が課題となった。鉱山労働者をはじめとする都市組織労働者は、独立闘争を指導してきた UNIP を支持していたが、UNIP と労働組合は両者の関係のあり様をめぐって対立していた。労働組合は政党や政府が労働問題に介入するのを拒否し、政党支配からの労働組合の独立を主張していた。政権党となった UNIP は、独立とともにその政治的成功に力を得て、労働運動に対する支配の確立を試みた。組織労働者、特に鉱山労働者に対する政治的支配の確立は、外国資本に支配されている主要産業に対する政治的影響の拡大、国内の政治的統合の促進などの点で重要と考えられた^(注4)。

以上のような政治・経済的背景のなかで UNIP と政府は組織労働者に対する統制を強めようと試

みた。

2. 賃金に関する政策と賃金水準の変化

(1) 賃金に関する政策

まず、賃金の面ではすでに述べたように経済開発と、社会的公正という観点から都市の労働者、特に鉱山労働者の賃金抑制が求められた。しかし実際には独立後1960年代には都市の労働者の実質賃金は急速に上昇した。これは政府が組織労働者の賃上げ要求を受け入れたからに他ならない。この時期の労働組合の賃上げ要求の背後にあったのは、人種間賃金格差に対する不満であった。これは政治的独立による当然の要求とも考えられていた。植民地時代に存在した賃金、その他の労働条件における人種間の大きな格差は、植民地支配に結びついたものと考えられていたので、政治的独立とともに労働者が人種間賃金格差の解消を期待したのも当然であった。UNIP は人種差別の解消とアフリカ人の地位向上を公約としてきたのであり、このような労働者の要求には当然否定的でありえなかった。

賃上げが認められたもうひとつの理由はこの時期の経済の好調である。銅の国際価格が高かったので、銅産業は繁栄していた。1964年から69年にかけて銅輸出は2億9700万^{ドル}から7億2400万^{ドル}へ、国内総生産は4億7400万^{ドル}から13億1400万^{ドル}へ、政府収入は1億^{ドル}から4億^{ドル}へとそれぞれ増加した^(注5)。この時期には政府にとっては幸いなことに鉱山労働者やその他の都市の労働者の賃金を抑制することなく、銅産業からの収益を確保し、それを他部門の開発に用いることが可能であった。経済全体が急速に拡大したので、賃金抑制の必要がなかったのである。そのうえ後述するように、農村開発のために都市の労働者の賃金を抑制するという政府の主張とは対照的に、実際には

農村の犠牲のうえに都市の労働者の利益を確保する政策がとられたのであった。

アフリカ人労働者の賃上げによる人種間賃金格差の縮小は次のような経過で行なわれた。1966年3月に鉱山労働者が大規模なストを行なった。その影響が深刻であったために、政府は調査委員会(ブラウン委員会)^(注6)を設けて鉱山労働者の不満の原因を調査した。ブラウン委員会は鉱山業における人種別賃金体系の解消と統一賃金体系の確立および、アフリカ人鉱山労働者の賃金の一律22%引き上げを勧告した。同年これに続いて公務員に関しても、ウィーラン委員会^(注7)が設置され、公務員の賃金を平均22%引き上げることを勧告した。この経緯からも明らかなように、結局鉱山労働者のストの影響に示された彼らの政治・経済的力の強さが、都市の労働者の賃上げに大きな役割を果たしたのであった。

(2) 賃金・所得の変化

このようにして1960年代後半には都市労働者の実質賃金が大幅に上昇したが、この時期の労働者と農民の所得の状態と変化を簡単に示したのが第1表である。

この表から次の点を指摘できる。第1に、賃金労働者(その大部分が都市住民である)内部での階層間の格差はこの時期に縮小した。これは、ザンビア人労働者と非ザンビア人従業員(主として白人労働者)との格差の縮小と鉱山労働者とそれ以外の部門の労働者の格差の縮小という2つの側面がある。しかし、格差の縮小は賃金抑制によってではなく、賃金引上げによって達成された。ザンビア人賃金労働者、特に鉱山労働者以外のザンビア人賃金労働者の実質賃金は大幅に上昇した。第2に、賃金労働者について見られたこのような所得格差の縮小は賃金労働者と小農との間では全く見

第1表 1964~68年の実質所得の変化

範 疇	人 数	年 収	1964~68年 の5年間の 所得の実質 増加率(%)
	(1,000人) 1968年末	(クワチャ) 1968年末	
小 農	800	145	3
ザンビア人賃金労働者(鉱山労働者以外)	270	640	52
ザンビア人鉱山労働者	50	1,300	35
非ザンビア人従業員(鉱山以外)	22	4,170	25
非ザンビア人従業員(鉱山)	6	7,600	16

(出所) International Labour Office, United Nations Development Programme, *Report to the Government of Zambia on Incomes, Wages and Prices in Zambia: Policy and Machinery*, ルサカ, 1969年, 9ページ。ただし, Sklar, R. L., *Corporate Power in African State: The Political Impact of Mining Companies in Zambia*, バークレー, University of California Press, 1975年, 121ページより再引用。

られない。むしろ両者の格差はこの間いっそう拡大した。小農はこの時期の経済成長の恩恵にあずかれなかった。この点は、農村開発のために都市の労働者の賃金を抑制するという政府の主張とは反対に、農村を取り残して、都市労働者の賃金を引き上げるといった結果になったことを示している。こうして独立直後の時期に都市の近代部門労働者は生活水準の著しい改善を経験し、独立の恩恵を享受したのである。これは小農の所得の停滞とあいまって、農村から都市への労働移動を促進し、都市化を一層進展させることになった。都市化率は1963年の20%から69年には29%、74年には35%へと上昇した^(注8)。

3. 労働組合に対する政府の統制

国家の労働組合に対する政治的支配は、大きく分けて政府(行政的・法的手段を通じて)、労働組合の中央連合組織であるザンビア労働組合会議(Zambia Congress of Trade Union: ZCTU)、支配政党である UNIP の3つの組織を通して行なわ

れた。

政府による行政的・法的手段と ZCTU に法的根拠を与えたのが、独立直後の1964年12月に議会を通過した「労働組合、労働争議改正法」である。同法は3つの点で労働組合に対する国家の統制の強化を意図していた。第1は、外国からの援助の規制で、労働組合は労働大臣の許可なく、外国の組織から資金援助を受けたり、関係をもつことができないとされた。第2は、労働組合登録官の権限拡大である。労働組合登録官には組合の役員選挙結果に同意を与えることを拒否することができる等の権限が与えられた。第3は ZCTU の設立に関する規定であり、これについては後述する(注9)。

「労働組合、労働争議改正法」以外に政府の行政的手段による労働組合の管理の強化として次の2つをあげることができる。ひとつは、労組の産別化政策である。これには法的裏づけはなかったが、政府は、労働者と労働組合の管理を容易にすることを意図して、各産業に原則として1つだけの労働組合を認めるようにした。この政策の結果、労働組合の統合、再編が進み、組合数は1964年の24組合(組合員数10万)から67年には18組合(組合員数11万2000)に減った(注10)。もうひとつはストに対する規制を強化したことである。法律では労働者にスト権を認めていたが、政府はしだいにストに対して抑圧的態度を取るようになった。政府は「治安維持法」の条項をたてに重要業務(essential service)の定義を拡大し、それによってそこでのストを禁止してきた。1967年の運輸労働者のスト、68年の鉄道労働者のスト、70年の教員ストの際、政府はそれぞれの業務を重要業務とした。しかしこのようにスト禁止の範囲を拡大してきたにもかかわらず、政府は運用面ではこれを完

全に実施せず、ストをした重要業務の労働者に対して法的措置を講じることはしなかった(注11)。

政府は労働組合の中央連合組織を法的に規定することで、それを通じて労働組合を統制し、労働組合に政府の政策を伝えることをねらった。このような意図で設立されたのが ZCTU である(注12)。「労働組合、労働争議改正法」によって加盟労働組合に対する ZCTU の権限が明確に定められた。それには、加盟労働組合が ZCTU に分担金を支払うこと、ストに関する投票、スト、組合の合体、解体等の決定にあたっては ZCTU の承認が必要であることが含まれていた。また ZCTU に加盟した組合だけが賃金からの組合費の天引きを許可された。さらに ZCTU の役員は初代役員に限り、労働大臣が任命した。

しかし ZCTU は政府が意図したようには、労働組合を充分統制することができなかった。労働組合のなかで最も強力な鉱山労働組合と鉄道労働組合が ZCTU の権威を受け入れない傾向にあった。この2つの労組に代表される大きな組合は ZCTU よりも財政的に堅固で、組織の面でも勝っていたので、自分たちの自主性を放棄しなかった。ZCTU への加盟は強制ではなかったため、鉱山労働組合は1966年7月になるまで ZCTU に加盟さえしなかった。また、ストに関する投票、ストの決定にあたっては ZCTU の承認が必要とされた規定も実際にはストを抑制する効果は全くなかった。たとえば1967年に起きた222件のストのうち、ZCTU に承認を求めた例は1つもなかった(注13)。

支配政党である UNIP を通じての鉱山労働組合に対する支配の試みは1966年になされた。1966年1月鉱山労働組合の全支部の役員選挙が行われた。UNIP は全力で各ポストに党の候補者を立

てた。UNIP は鉱山町 (mine townships) で集会を開き、労働組合の指導者をあからさまに批判した。しかし選挙の結果は党と政府にとって衝撃的であった。投票総数8000票のうち UNIP の候補が得た票は1000票にすぎなかった。UNIP の選挙戦のやり方からみて、UNIP が自らの力を過信していたことは明白である。UNIP は、組合指導者は「無責任である」という彼らの見方を鉱山労働者も共有していると信じていた。UNIP の幹部や党員は政府の権威をかさに鉱山労働者に脅しをかけた。

しかし鉱山労働者はこのような外部からの政治的介入に対しては団結して反対した。UNIP は3万5000人の組織労働者を脅しによっては服従させることができないことを知った。カウング大統領の訴えにさえ鉱山労働者が耳を貸さなかったことは、政治家の役割と組合運動家の役割を彼らが徹底して区別していることを示した^(注14)。こうして、党を通じての支配は失敗し、また強圧的な方法はうまくいかないことが明らかになった。以後は党よりも政府が法律や行政的措置を使って労働組合を統制する方向に重点が移行することになる。

この時期の労働組合に対する党と政府の統制については次のようにまとめることができよう。その後の1970年代における統制と比較するとこの時期の統制はまだゆるやかであった。たとえば労働争議の解決の手続きは労使間の自発的なもので国家の介入はなかった。ZCTU は設立されたものの労働組合に対するその影響力は限定されていた。ストに対する規制は強められたが、その運用については政府は厳格でなかった。党を通じての労働者の支配は失敗した。これは主要な労働組合の力が強かったためである。

4. 1960年代における組織労働者と国家

独立後における組織労働者の党、政治に対する基本的態度として、労働運動に対する政治介入拒否の原則が引き続き存在したことが、および経済闘争(賃上げ)への関心の集中があげられる。前者については、以下の3つの点を指摘できる。(1)組織労働者は、独立後も基本的には UNIP を支持してきた。(2)しかし組織労働者と労働組合は労使関係、労働問題に政府や党が介入することには一貫して抵抗してきた。(3)組織労働者は、独立後も引き続き、組合の幹部が政府や党に接近しすぎることに対してきた^(注15)。

第1表で見たように、1960年代後半に労働者と農民の所得格差はいっそう拡大した。また鉱山労働者はそれ以外の労働者の2倍の賃金を得ていた。もし特権的な所得と生活水準の享受が労働貴族の重要な特徴だとすれば、この時期のザンビアの労働者、特に鉱山労働者は労働貴族といえよう。そしてこのような所得水準の達成には労働組合という組織力が貢献したことも確かである。しかし実質賃金の上昇はこの時期の経済の好調という要因に大きく影響されたのであって、決して企業の寡占的性格や組織労働者の強い交渉力だけによってもたらされたのではなかった。さらに、組織労働者が支配階級と連携したかという点になると、むしろ組織労働者はその強い政治的影響力ゆえに政府の支配からの独立を維持したといえるのではないか。組合の全国幹部はともかく、組合の支部は政府や党の支配から独立を保っていたし、政府は労働者のスト行為を抑えることはできなかった。確かに政府は、組合の最高幹部を取り込み、彼らに「国益」という政府の見解を採用させることにはある程度成功した^(注16)。

組合役員は相応の給料をもらい、良い家に住

み、政府と密接な関係にあった。政府と UNIP は組合幹部に政府の職を与えたり、UNIP の国会議員とすることで、彼らの抱き込みをはかった^(注17)。しかし組合幹部と組合員との間にはギャップが存在した。ストの性格にも組合幹部と組合員とのギャップが反映していた。独立以来のすべてのストは公式の組合の承認なしに、実際しばしば組合幹部の助言に抗して行なわれたという意味で、非公式、非合法なものであった^(注18)。このように支配者との関係という点では組合の幹部はかなり労働貴族的であったといえよう。

(注1) Bates, Robert H., *Unions, Parties, and Political Development: A Study of Mineworkers in Zambia*, ニューヘブン, Yale University Press, 1971年, 3ページ/Gertzel, "Industrial Relations.....", 333ページ。

(注2) Ncube, P. D.; M. Sakala; M. Ndulo, "The International Monetary Fund and the Zambian Economy: A Case," K. J. Havnevik 編, *The IMF and the World Bank in Africa, Conditionality, Impact and Alternatives*, ウプサラ, Scandinavian Institute of African Studies, 1987年, Appendix I。

(注3) Bates, 前掲書は、ザンビア政府の労働政策には経済開発と社会的公正という2つの基本的動機があったとしている。そこでは社会的公正はヨーロッパ人とアフリカ人の間の人種差別的な格差の解消という意味で使われているが、ここではもう少し広く、アフリカ人の諸階層間の格差の解消をも含む意味で用いることにする。

(注4) この点については, Gupta, A., "Trade Unionism and Politics on the Copperbelt," W. Tordoff 編, *Politics in Zambia*, マンチェスター, Manchester University Press, 1974年, 228~289ページ参照。

(注5) Ncube; Sakala; Ndulo, 前掲論文, Appendix I。

(注6) Commission of Inquiry into the Mining Industry (Chairman: Roland Brown)。

(注7) Commission Appointed to Review the

Grading Structure of the Civil Service, the Salary Scales of the Civil Service..... (Commissioner: F. J. Whealan)。

(注8) *Monthly Digest of Statistics*, 1985年10/12月, 3ページ。都市では実質賃金の上昇の他に、この時期には、近代部門の雇用も拡大し、教育、保健などのサービスも拡充された。

(注9) Gertzel, "Industrial Relations.....," 326ページ。

(注10) 鉱山業においても、1967年にザンビア鉱山労組 (ZMU), 鉱山現地従業員協会 (MLSA), 鉱山警察官協会 (Mines Police Association) の3組合が合併して鉱山労働組合 (Mineworkers' Union of Zambia: MUZ) が結成された。

(注11) Gertzel, "Industrial Relations.....," 326ページ。

(注12) それ以前から連合組織として労働組合会議が存在したが、ZCTU は政府が法律によって設立した点でそれまでの組織と異なる。

(注13) Gertzel, "Industrial Relations.....," 330ページ/Gupta, 前掲論文, 299~300ページ/Quinn, S. J. K., "Industrial Relations in Zambia, 1935-69," Charles Elliott 編, *Constraints on the Economic Development of Zambia*, ナイロビ, Oxford University Press, 1971年, 87ページ。

(注14) Gupta, 前掲論文, 301ページ。

(注15) 鉱山労働者は鉱山労働組合の委員長 J・チサタ (John Chisata) が UNIP の議員として国会に出るのに反対した。ZCTU の書記長が1968年に UNIP 候補として国会に選出されたとき、労働者は彼を "government's boy" と呼んだ。また1968年に教員組合 (ZNUT) はその委員長が教員の労働条件を調査する政府委員会の委員になることに同意したという理由で解任した。Gertzel, "Industrial Relations.....," 328ページ。

(注16) Palmberg, M., "The Political Role of the Workers in Tanzania and Zambia," 同編, *Problems of Socialist Orientation in Africa*, ウプサラ, Scandinavian Institute of African Studies, 1978年, 216ページ。

(注17) Gertzel, "Industrial Relations.....," 328ページ。

(注18) 同上論文 345~346ページ。

II 1970年前後における政治経済体制の再編と組織労働者

1. 政治経済体制の再編

(1) 経済体制の再編

ザンビア政府は1960年代末から70年代初めにかけて一連の経済改革を行ない、経済に対する政府の支配と介入を著しく強めた。まず1968年にはムルグシ改革により、外資系26社の株式の51%を産業開発公社を通じて取得した。翌年のマテロ改革では基幹産業である銅産業の部分的国有化に踏み切った。1970年、71年にもさらに別の企業の部分的国有化が行なわれた。

一連の経済改革による経済体制の再編は、組織労働者との関連では2つの意義を有する。第1に、主要企業の部分的国有化により国家自身が最大の労働使用者に転化した。もはや国家は労使関係の外側に中立的に存在するのではなくなった。第2に、経済改革は新しい支配層形成の契機になった。経済改革は、政治家および党と政府の高級官僚が、主要産業の経営者、監督者としてその政治、経済的支配を拡大・強化することを可能にしたのである。この新しい支配層の社会的性格規定については、ここでは立ち入る余裕がないので、さしあたり、新しい支配層は政治家、党と政府の高級官僚、国営企業（parastatal）の経営者で構成されるものとし、これを官僚ブルジョワジーと呼ぶことにする^(注1)。

(2) 政治体制の再編

1960年代末になるとしだいに UNIP の内部対立が表面化し、ザンビアは深刻な政治的分裂の危機に直面した。1971年に新たな野党として「統一進歩党」(United Progressive Party: UPP) が結成

され、副大統領であったカプウェプウェが UNIP から脱退して、UPP の党首になった。翌1972年には UPP は非合法化されて、カプウェプウェとその一派 122 人が拘留された。この対立を経て、ザンビアは1973年に複数政党制に終止符を打ち、新憲法を採択して一党制へ移行した。

この政治的分裂から一党制への移行の時期においても、組織労働者は基本的に UNIP を支持した。しかしこの政治的分裂は政府と UNIP の指導部に組織労働者の政治的重要性を認識させた。強力な労働組合が政府や党から自立した勢力として存在していることは、政治的緊張の時期に、労働運動が反政府運動に転化したり、反政府勢力が労働組合を利用するという危険な可能性を意味していた。実際、1971年に政府は、UPP に参加した鉱山労働者と全国商工業労働組合の委員長を拘禁するという措置をとった^(注2)。

一党制の確立によって、制度的には UNIP 政府の支配は強固なものとなった。党と労働組合との関係を見ると、組織労働者の代表として ZCTU の代表 4 人とその傘下の各組合の代表 1 人ずつが UNIP の全国評議会 (National Council) に参加することになった。これらの代表は当然 UNIP の党員でなければならない。しかし党と労働組合との関係はここまでで、労働組合は党の 1 機関に転化されることはなく、労働組合は党から独立した組織として残った。したがって、労働組合が野党と連合することは法的には不可能になったけれども、労働組合が党から一応独立した組織である以上、それが反政府勢力の基盤、代弁者になる可能性は依然残った。

以上のような政治経済体制の再編を背景に、賃金政策の転換と労働組合に対する政府の統制強化が行なわれたのである。

2. 賃金・所得政策の採用

(1) 労働者の規律と生産性

政府による賃金所得政策の採用の序曲となったのが、組織労働者の規律と生産性に関する一連の会議やセミナーである。1966年以降政府は、役人、経営者、労働組合幹部を集めて労働会議やセミナーをたびたび開催し、労働組合幹部に政府の政策を訴え、説得するという方向に転じた。このような形で、1960年代末には政府は労働者の規律と労働生産性の低下を問題にし始めた。

1967年には労働大臣が、規律の不足と生産性の低下の問題を討議する労働会議（Livingstone Labour Conference）を開いた。1968年に開かれた生産性セミナーで、カウンダ大統領は、都市の労働者に対して農村開発に貢献するために生産性を向上させ、賃上げ要求を自粛するよう訴えた^(注3)。また1969年に開かれた「ザンビアの経済発展における産業の重要性」というセミナーで通商産業大臣と大統領が労働者の規律の低下と労働生産性の低下を指摘した。大統領は生産性の低下の原因が労働者の長期欠勤、飲酒、規律の不足、怠惰、不法なストにあるとした^(注4)。

(2) ターナー報告書と所得・賃金・物価政策の採択

1969年にザンビア政府がILOとUNDPに依頼し、ザンビア政府に提出されたターナー報告書は、ザンビア政府による賃金抑制政策の採用を正当化する学問的根拠とされた^(注5)。同報告書はいくつかの勧告をしたが、そのなかで最も重要なものは、生産性、効率の上昇を伴う場合のみ賃上げを認め、他部門の労働者との釣合い、生活費の上昇、高い利潤率などを理由とした賃上げ要求はすべて拒否すべきだという勧告であった^(注6)。

同じく1969年の8月に大統領は、銅産業の部分

的国有化を打ち出したマテロ演説のなかで、非公式ストの禁止と賃金凍結を発表した。マテロ演説とターナー報告書を受けて、同年12月に開かれたUNIPの全国党大会（National Convention）は、1970年代の物価・所得政策を採択した^(注7)。同政策の目的は、(1)物価の安定、(2)労働費用の上昇を抑えるための賃上げの抑制、(3)労働生産性の上昇に見合った賃上げ、(4)所得分配の平等、特に都市と農村の所得格差是正、(5)失業の増加を防ぐための賃金の安定、とされた。それはターナー報告書の勧告に沿ったものであった^(注8)。マテロ演説と物価・所得政策の採択に沿って、1970年に独立後最初の賃金凍結が実施された。その内容は賃上げの上限を5%に設定し、5%以内の賃上げにしても労働生産性が上昇した証拠がある場合に限り認めるというものであった。

こうして1966年の22%賃上げから4年後に政府は賃金抑制政策へと転換したのであった。しかしながらこの政策の実施はきわめて不十分であった。所得・物価政策実施のための機構の設立と賃金凍結の継続という全国党大会の勧告は、組織労働者の反対と政府の人材不足により、実行されなかった。賃金凍結は1970年の1年だけで終わってしまった^(注9)。労働者の実質賃金が抑制されるのは1970年代半ば以降になる。

3. 労働組合に対する政府の管理強化

1966年のUNIPによる鉱山労働組合選挙への介入の失敗以後、党によって労働組合を支配する政策は修正され、党よりも政府を通じての行政的、法的手段による支配が中心となった。

ザンビアにおける国家と組織労働者との関係の変化に画期的な意味を持ったのが、1971年の労使関係法（Industrial Relations Act of 1971）の制定である（同法が発効したのは遅れて1974年であった）。同

法は、労働組合に対する政府の統制をいっそう強化するとともに、それまでのイギリス的伝統に沿った労働争議の労使による自発的解決という原則を放棄し、労使紛争解決に政府が介入することを定めた。1970年の労使関係法の主な内容は、(1)労使関係裁判所 (Industrial Relations Court) の設立、(2)強制的調停の導入、(3)スト権の著しい制限、(4) ZCTU の権限拡大、(5)労働局長の権限拡大 (労働局長は71年から労働組合登録官を兼任するようになった)、(6)1産業1労組の規定 (独立後のこの政策に法的根拠を与える)、(7)職場評議会の設立、であった。以下このうちの(1)~(4)について説明する。

労使関係法によって導入された新しい手続きは、それまでの労使による自発的な解決を基本とするやり方を変えた。同法は、労働争議の解決の手続きを法的に規定し、調停を強制的なものとした。労働争議の解決に関しては、労務官 (labour officer) による仲裁 (mediation)、調停官 (conciliator) による調停 (conciliation)、労使関係裁判所による決定という3段階の手続きが規定された。そしてすべての団体協約および承認協約 (recognition agreement) は、労使関係裁判所に提出し、承認を受けて、登録されなければならないことになった。またそれまで、自発的にもうけられていた労使交渉のための労使合同会議 (Joint Council) を各産業ごとに設けることが法的に義務づけられた (注10)。

次にスト権は、争議解決手続きの強制と重要業務の定義の拡大という2つの面から著しく制限されることになった。労使関係法が定めた強制的な争議解決手続きによってストは不可能ではないにしろ、非常に困難になった。同法で規定された争議解決手続きがすべて行なわれた後でなければ労働者はストに訴えることはできないとされたから

である。しかも労使関係裁判所の決定は最終決定とされているので、決定後のストも不可能ということになる。また、労使関係法は、重要業務の定義をさらに拡大することでスト行為に対していっそう厳しい制限を加えた (注11)。

労働組合を統制するために設立された ZCTU が、政府の期待したような役割を果たせなかったことはすでに述べた。そこで政府は労使関係法によって ZCTU の権限強化をはかった。具体的には全ての労働組合が ZCTU に加盟することが義務づけられた。

こうして1971年の労使関係法は、64年の「労働組合、労働争議改正法」に比較して、労働組合に対する政府の規制と労使関係への政府の介入を格段に強化したのである。しかしこのような法制面での著しい規制と介入が充分有効に機能したわけではなかった。たとえば、スト権の著しい制限と強制調停にもかかわらず、この後もストは不法ストという形でしばしば起きたのである。

4. 1970年代前半における組織労働者と国家

1970年前後の時期に、UNIP 政府の指導者は、政治・経済両面における体制の再編を通じて、その支配の基盤を強化した。その結果形成されてきた新興官僚ブルジョワジーは、この再編に呼応する形で、労働政策と賃金政策を通じて、組織労働者に対する支配を強化することを試みた。党と政府の指導者によれば、今や外国企業は国有化によって「人民のものになった」ので賃上げ要求は人民に敵対する行為とされた。そして組織労働者の階級的行動は、国民的利害に反する部分的 (sectional)、排他的な行動として否定された (注12)。

このような指導者の主張に対して、組織労働者はこの変化をどのようにとらえたであろうか。多くの鉱山労働者は鉱山の部分的国有化を冷やかな

目で見ていた。鉱山労働者は、国営企業設立という戦略を、「会社経営陣と政府が結託して労働者に敵対する手段」とみなすようになった。1970年代前半のブラウォイ、ベイツの調査は、UNIPに対する幻滅と、UNIP、会社経営陣、政府高官の3者が結託して労働者に敵対しているという見方が鉱山労働者に広まっていることを示した^(注13)。こうして1970年前後の政治・経済体制の再編は、ザンビアの支配層と組織労働者との連合の基盤を崩したが、それが顕在化するの70年代後半以降ザンビアの経済が悪化してからのことになる^(注14)。

(注1) ザンビアの独立後、特に経済改革後の階級形成をめぐる議論を整理したものとして、Scarrit, James R., “The Analysis of Social Class, Political Participation, and Public Policy in Zambia,” *Africa Today*, 第3季, 1983年, および林晃史「ザンビアの経済改革, 階級形成と対南部アフリカ政策」(『アジア経済』第23巻第9号 1982年9月) 参照。

(注2) Gertzel, C.; M. Szeftel, “Politics in an African Urban Setting: The Role of the Copperbelt in the Transition to the One-Party State 1964–73,” C. Gertzel 他, *The Dynamics of One-Party State in Zambia*, マンチェスター, Manchester University Press, 1984年。

(注3) リビングストンの会議で政府は労働者の代表から「国家開発計画への誓約」を取りつけた。その内容は、労働者の利益よりも国益を優先する、開発計画に向けて一所懸命働く、労働者の生産性を上げる、というものであった。Bates, 前掲書, 32~33ページ。

(注4) Quinn, 前掲論文, 83ページ。

(注5) ILO, *Report to the Government of Zambia on Incomes, Wages and Prices in Zambia: Policy and Machinery*, ジュネーブ, 1969年。

(注6) Shimaponda, L. J., “The Evolution of the Zambian Industrial Relations System: The Influence of the British Colonial Office and the International Labour Organisation,” 博士論文, Brunel University, 1984年, 521~526ページ。

(注7) Zambia, *Report of the Second National Convention on Rural Development, Incomes, Wages*

and Prices in Zambia: Policy and Machinery, ルサカ, Government Printer, 1969年。

(注8) Chaambwe, Kasongo, “A Review of Incomes Policy in Zambia,” ミメオグラフ, Prices and Incomes Commission, 印刷年不明。

(注9) 実行されなかった理由として、上記の理由の他に、経済状況が1970年代半ばまでは悪くなかったので、政府が所得政策の実施に本腰を入れなかったこと、ターナー報告に対して労働者だけでなく、学者からも批判があったことが指摘できる。Shimaponda, 前掲論文, 529ページ。

(注10) Gertzel, “Industrial Relations……,” 341ページ。

(注11) 同上論文 339, 341ページ。

(注12) カウンダ大統領は、今や賃上げを要求する労働者は「人民に対して賃上げ要求を押し付けていることになる」(*Zambia Mail*, 1970年4月3日)と労働者に警告した。大統領はまた国有化はザンビアにおける労働者階級の形成の明確な終了だと宣言した。「階級意識はザンビアで最も危険なもの1つだ。……ザンビアについては今やこれらの改革に照らしてみれば、労働者が自分たちをひとつの区別された階級だと考えることはおかしいことだ」(Kaunda, K. D., *Towards Complete Independence: Address by His Excellency the President Dr. K. D. Kaunda to the UNIP National Council Held at Matero Hall*, ルサカ, Zambia Information Services, 1969年, 45~46ページ)。Palmberg, 前掲論文, 220ページより引用。

(注13) Parpart, J. L.; T. M. Shaw, “Contradiction and Coalition: Class Fractions in Zambia, 1964–1984,” *Africa Today*, 第3季, 1983年, 29, 33ページ。1971年にブラウォイが一般の鉱山労働者を対象に行なった調査は、アフリカ人化はザンビア人のエリート層を作り出し、彼らの方が政治権力も持っているだけにより効果的に労働者を搾取するという感覚が労働者に存在することを示した。鉱山労働者の発言のいくつかの例は次のようなものである。「(経営を——引用者)白人から引き継いだ黒人は大変悪い。彼らは一度大きな家を与えられるとうれしくなって、労働者のことは忘れてしまう」。「国有化による変化はなかった。実はわれわれが期待していたよりも仕事はきつくなった」。Burawoy, M., *The Colour of Class on the Copper Mines: From African Advancement to Zambianization*, ルサカ, University of Zambia,

Institute for African Studies, 1972年, 75, 80, 81 ページ。

(注14) Burdette, Marcia M., *Zambia between Two Worlds*, ボールドー (コロラド), Westview Press, 1988年, 93ページ。

Ⅲ 1970年代後半以降における 組織労働者と国家

1. 経済危機と階級形成

1970年代後半以降における組織労働者と国家の関係を特徴づけるのは、組織労働者と国家を支配する官僚ブルジョワジーとの対立である。これをもたらした要因は、経済停滞と官僚ブルジョワジーの権力拡大である(注1)。

ザンビア経済は1970年代半ばの銅の国際価格の急落をきっかけとして、70年代後半には停滞し、さらに80年代に入ると経済危機ともいえる深刻な状態になった。経済停滞、経済危機は近代部門の雇用拡大の停止(したがって失業の増大)、インフレの高進、実質賃金の低下、物不足となって現われ、都市住民の生活水準を低下させた。1970年代初期まで急速に上昇した近代部門の実質賃金は70年代半ばからゆるやかに低下し始め、80年代に入ると急激に低下した。銅産業について付け加えれば、1973年まではザンビアの銅生産コストは銅の国際価格を大幅に下回っていたのに対して、74年以降は生産コストが価格を上回るようになった。このことは、鉱山労働者に対して賃金抑制、人員削減、労働生産性向上の圧力が強まることを意味した(注2)。

経済停滞、経済危機に付随して出現した新たな要因は、国際通貨基金(IMF)、世界銀行の関与による経済安定化政策、構造調整計画である。経済危機に加えて、経済安定化政策、構造調整計画

は、賃金凍結、消費者補助金の削減、社会サービスの削減、準国営企業を含む公共部門の人員削減といった形で都市住民の生活水準に影響を与えた。

このような経済危機と構造調整による都市住民の生活水準の低下は、組織労働者を含む都市住民の政府・党への支持を低下させた。

1960年代末から70年代初期の経済改革を契機に出現した官僚ブルジョワジーは、70年代後半までに、その権力基盤を強化した。1969年から77年にかけて政府の人件費は297%、経常費は186%も増加した。1967年から78年にかけて国家公務員の数は4万3000人弱から、7万人以上へと65%増加したが、そのうち高級官僚のポスト(superscale post)は同じ期間に2倍以上に増加した。このような頭でっかちの国家構造は、国家予算が生産のためではなく、高級官僚へ利益を再配分するために使われていることを示している(注3)。

2. 賃金政策と賃金動向

(1) 賃金政策

すでに述べたように1970年に独立後初めての賃金凍結が行なわれたが、これは1年だけで終わった。第2回の賃金凍結は、経済停滞とIMFの安定化政策という新しい状況のなかで1978年に行なわれた。IMFのコンディショナリティーという形で、賃金凍結が行なわれるようになったのがこの時期の新しい要素である。ザンビア政府は1978年に2年のスタンバイ取決めをIMFと結んだ。このコンディショナリティーの1つが賃上げの凍結であった。これに従って1978年と79年の2年間賃金凍結が実施された(注4)。しかし1980年には再び自由な団体交渉による賃金決定に戻り、公務員についてもムチャングウェ委員会が12~60%の賃上げを勧告した(注5)。

次の賃金凍結は1983年に IMF と1年のスタン
ドバイ取決めが結ばれたときに行なわれた。最初
大統領は賃上げの上限を5%とすることを指示し
たが、それに対する労働組合の不満が広がったの
で、上限を10%に引き上げた。さらに5月にはこ
れさえ強制ではないとされ、賃金凍結策は後退し
た。賃上げ上限問題に関する労働組合との議論が
あまりに白熱したので大統領はこの問題に関する
一切の公的討論を禁止した。その代わり、政府は
ZCTU の代表が IMF との交渉に直接参加するこ
とを認めた。そのこともあって結局 ZCTU は10
月に賃上げ上限10%に合意した。この賃金凍結は
翌1984年の4月で終わり、11月からは再び自由な
団体交渉による賃金決定に戻った(注6)。

このように賃金凍結は1970年代後半以後2度行
なわれただけであり、経済停滞と安定化政策とい
う新しい状況の出現にもかかわらず、依然として
政府の賃金抑制政策は不完全にしか実行されてこ
なかつたように見える。しかしこの時期には名目
賃金の上昇を上回るインフレの高進によって都市
労働者の実質賃金が大幅に低下した。そして、イ
ンフレは石油危機による輸入品の価格上昇のよう
な外的要因だけでなく、物価自由化、食料補助金
削減、為替切下げといった安定化政策や構造調整
政策に伴う意図的な政策によっても、促進された
のである。結局、労働者の賃金抑制は所得政策の
導入による名目賃金の抑制によるよりも、インフ
レの高進による実質賃金の低下によって実現した
のであった(注7)。そこで次にこの時期の実質賃金
の動向を見ておこう。

(2) 賃金・所得の変化と格差

第2表に見られるように鉱山労働者の実質賃金
は1976年から82年にかけて40%以上も低下した。
その後は、賃金の低い層の労働者(8級)は実質賃

第2表 鉱山労働者の実質賃金(名目賃金を
消費者物価でデフレート)指数

年	1976=100		年	1982=100	
	最低賃金	最高賃金		8級 (賃金の 低い級)	1級 (賃金の 高い級)
1976	100	100	1982	100	100
1977	83.4	87.5	1983	102	90
1978	71.6	80.7	1984	100	81
1979	79.5	76.2	1985	144	74
1980	71.2	70.4	1986	135	61
1981	62.4	65.9			
1982	56.5	58.2			

(出所) Hamid, G. M.; G. A. Atyee; I. Ahmed,
*The Impact of the Recent World Recession on
the Zambian Economy*, ルサカ, ILO, Southern
African Team for Employment Promotion (SA
TEP), 1984年, 63ページ/ILO, SATEP, 内部資
料。

第3表 公務員の実質賃金指数 (1975=100)

年	次官補	次長	大卒 初任給	最 低 給 与	臨時雇 い労働 者
1979	60	60	58	71	73
1983	45	41	41	83	88
1986	19	18	19	49	53

(出所) Colclough, Christopher, "Zambian Adjust-
ment Strategy: With and without the IMF," *IDS
Bulletin*, 第19巻第1号, 1988年1月, 59ページ。

金を増加させたが、高い賃金の労働者(1級)の実
質賃金はさらに40%近くも減少した。また第3表
は公務員の実質賃金の変化を示したものである
が、同様に大幅な実質賃金の低下が見て取れる。

このように実質賃金は大幅に低下しているが、
手当などの賃金外給付は上述の数字には含まれて
いない。諸手当は公務員の所得の10~30%を占め
る重要なものであり(特に住宅手当)、これが実質
賃金の低下をある程度緩和してきたと見られる
(注8)。また鉱山労働者の場合は、伝統的に鉱山会
社所有の鉱山町に居住しており、住宅、医療、電
気、水道などの面で相当の補助がある(注9)。

次に実質賃金の変化を労働者内部の階層、ある

いは労働者とそれ以外の階層とで比較してみよう。まず都市の労働者と農民との比較であるが、これに関するデータはほとんどない。しかし1970年代以降主要農産物の生産者価格は毎年引き上げられており、消費者物価上昇率に見合う程度の引上げはされているので、70年代後半以降特に80年代になって都市住民と農民との所得格差は若干縮小していると考えられる^(注10)。次に労働者内部での格差であるが、第2表、第3表からも窺われるように、賃金の高い労働者と賃金の低い労働者との格差、あるいは熟練労働者と不熟練労働者との賃金格差は近年圧縮される傾向にある^(注11)。したがって組織労働者全体、あるいは熟練労働者のいずれが1970年代前半に労働貴族であったとしても、少なくとも賃金・所得の面で見ると、70年代後半以降における都市の労働者と農民、熟練労働者と不熟練労働者の所得格差の縮小によって労働貴族的傾向は弱まったと考えられる。

では労働者と官僚ブルジョワジーとの所得格差はどう変化したか。第2表、第3表が示すように高級官僚の実質賃金は下級公務員や鉱山労働者のそれよりも大幅に低下しており、ここでも賃金格差の圧縮が見られる。しかしながら、手当などの賃金外給付を考慮に入れると事情は変わる。すでに述べたように諸手当が実質賃金の低下を緩和してきたと考えられるが、手当は給与の高い職ほどその比重が高いという傾向があるからである。たとえば住宅手当に関する1978年のある調査によると、所得の高い階層ほど所得に対する住宅補助の比重が高い^(注12)。また1980年のムチャングウェ委員会の勧告では、内閣官房長官は年俸1万8200²に加えて手当(住宅、公用車、使用人、接待費等)は2万1400²相当に達した^(注13)。したがって、賃金外給付まで含めれば労働者と官僚ブルジョワジー

との所得格差は、この時期に縮小しなかったかもしれない。またインフレと物不足の状況では非貨幣賃金の経済的意義が増大することも考慮に入れるべきである。

3. 組織労働者と官僚ブルジョワジー

これまで述べてきたような1970年代後半以後の状況の変化に呼応して組織労働者の政治的立場が変化してきた。

第1に、党と政府に対する組織労働者の批判が強まった。これは党と政府を支配する官僚ブルジョワジーと組織労働者の利害の対立を反映するものである。1970年代前半までの時期と同様この時期においても労働組合の主要な関心は賃上げであったが、賃上げ要求の背後にある動機に大きな変化が見られた。1960年代における賃上げ要求の動機はアフリカ人の地位向上と人種間の平等であった。それは外国資本と白人労働者に向けられたものであった。しかし今や賃上げ要求の動機はインフレによる生活費の上昇に対抗することである。インフレに対する不満は政府の経済政策の批判に向かう。1982年にZCTUの書記長N・ジンバは、「(労働者は——引用者)騙された。ささやかな稼ぎが生活必需品の値上がりで全部消えてしまうからだ」と述べて党と政府を非難した^(注14)。さらに支配層と労働者との格差の拡大という認識が強まったことが賃上げ要求の背後にあり、これも政府批判を強める要素となった。

政府の政策に対する労働運動指導者の批判は価格・所得政策に関して最も体系的で痛烈である。特に消費物資の値上げに対しては組織労働者はたびたび政府を強く批判してきた。1984年には主食であるトウモロコシ粉の大幅値上げに対して、ZCTUは政府が値上げを撤回しない限り、その1ヵ月後に予定されていたUNIPの第3回全国党

大会への参加をボイコットすると脅した(結局政府との話し合いの末、ZCTUの指導部は参加した)^(注15)。インフレや物不足に関する政府批判は経済政策を越えて、党と政府の公式イデオロギーに対する批判にまで及んだ。このように労働運動がしばしば政府批判をするので、今や労働運動は「非公式の野党」と呼ばれるようになった^(注16)。

党と政府に対する組織労働者の批判の背後には、党、政府、国営企業を支配する官僚ブルジョワジーが労働者と農民を犠牲にしつつ、国富と権力を集中しているという認識があり、官僚ブルジョワジーに対する批判がある。たとえば1986年の関税委員会への証言でZCTUの代表3人は、独占的な国営企業に対する関税による保護は、それによって生ずる便益が労働者に分配されず、独占的状况を促進するだけだとして、それに反対した。そして1985年に構造調整政策の一環として導入された外貨入札制について、それが「労働者と農民に大きな影響を与えた。……これはザンビアにおける階級間の分化をさらに際立たせるような状況をもたらしつつある」と証言した。また彼らは経済改善のための施策として、「党と政府の官僚制は、納税者の負担になっているので縮小すること。ザンビアは世界のなかでも最も行政機構が過大であることが立証されている。これによって節約される資金を生産に対する補助金として利用すること」を勧告した^(注17)。また1980年に政府が地方行政をUNIPの支配下に置くことを意図して導入しようとした地方行政法案に対して、ZCTUや鉱山労働組合は激しい反対運動を展開したが、その反対理由の1つとして、ZCTUは、同法案による地方行政の改革は、経済危機の状況で稀少な公共の資源を党と政府の官僚制に非生産的に使うものだと指摘した^(注18)。

組織労働者の第2の変化は、政治意識の高揚と広範な階層と連帯した労働運動である。1970年代半ば以降の労働者の利益を守る戦いは、必然的に政治の領域にも及んできた。この過程で労働者は自身の利害とザンビア人全体の利害が結びついていることを認識するようになった。組織労働者は今や、個人の権利の擁護、国富の平等な分配、国家権力の制限を要求している^(注19)。組織労働者の実質賃金が大幅に低下し、労働者内部の賃金格差が縮小したことは、組織労働者と都市貧困層との利害を接近させる要因となった。また組織労働者の自由経済指向は、同じく官僚ブルジョワジーと利害の対立する民間ブルジョワジーと組織労働者が連携する基盤となった。組織労働者の政治意識の高揚と広範な階層との連帯は、1980年の地方行政法案に対する反対運動に明瞭に現われた。ZCTUは同法案に反対する理由の1つとして政治的理由を挙げた。それによると、同法案による新制度は、「人民に権力をもたらす」という謳い文句とは逆に憲法の保障する基本的人権と自由を侵すとする。そして鉱山労働組合の総会決議は、ZCTUの反対運動を支持するとともに、民主主義を信ずるすべての人々がこの法案に反対するよう訴えた^(注20)。組織労働者の同法案に反対する運動は国会での非政府派議員による反対運動と連携していた。

第3の変化は、ZCTUと組合幹部が政府に批判的になったことである。もともと政府と党による労働組合の統制のための組織として設立されたZCTUは、1970年代後半以後、むしろ傘下の組合の利害を代表し、政府に批判的になった。1960年代には鉱山労働組合はZCTUの支配を嫌っていたが、今や両者はその政府批判において連帯している。1980年の地方行政法案に対する反対運動で

は ZCTU と鉱山労働組合は密接に連携した。これまで紹介してきたように ZCTU の指導者は、政府の賃金凍結策、物価値上げ、外貨入札制、地方行政法案など広範な問題に関して政府を批判するようになっている。

このように、1970年代後半以降に実質賃金、労働運動、組織労働者の意識に見られた変化は、この時期のザンビアの組織労働者が労働貴族的傾向を失っていることを示唆している。組織労働者の実質賃金の大幅低下、農村と都市の所得格差の縮小、労働者内部の賃金格差の圧縮、政府の政策に対する労働運動の批判的傾向、組織労働者（あるいはその一部）だけの狭い利害や経済闘争を越えた労働運動、組織労働者の高い政治意識など、いずれも労働貴族説の根拠とされる特徴とは逆の傾向を示している。

(注1) Parpart; Shaw, 前掲論文, 33ページ。

(注2) 1970~74年の平均では銅のトン当り価格1005²/₂, トン当り生産コスト618²/₂であったものが、75~79年の平均では価格1096²/₂, 生産コスト1104²/₂となった。鉱山労働者の数も1964年の5万600人から73年の6万2590人へと増加していたものが、その後は停滞し、82年以降は6万人を割り込む状態が続いている。Ncube; Sakala; Ndulo, 前掲論文, Appendix II。

(注3) Turok, B., "Legitimation in Post-colonial Zambia," ミルトン・ケインズ, Open University, U. K., 1984年, 87ページ。

(注4) 1978年の8月から1年間公共部門の賃上げを一切認めないことと、民間部門の賃上げの上限を5%とする賃金凍結を実施した。続いて1979年8月からの1年間にわたって賃上げ額を年間156²/₂に制限し、生産性の上昇に伴う賃上げのみを認めることを内容とする賃金凍結を行なった。Shimaponda, 前掲論文, 514ページ。

(注5) Zambia, *Report of the Administrative Committee of Inquiry into the Salaries, Salary Structures and Conditions of Service of the Zambian Public Services (Muchangwe Report)*, ルサカ,

Government Printer, 1980年。

(注6) Lungu, G. F., "The Church, Labour and the Press in Zambia: The Role of Critical Observers in a One-Party State," *African Affairs*, 第85巻第340号, 402~403ページ/*Quarterly Economic Review*, Economic Intelligence Unit, 1983年第3, 4号, 84年第1号。

(注7) 1960年代後半と70年代前半には6~7%程度あった消費者物価の年平均上昇率は76~80年には15%, 81~84年には17%, 85~88年には47%と上昇した。Zambia, *Third National Development Plan, 1979-83*, ルサカ, National Commission for Development Planning, 1979年, 11~12ページ, および, *Monthly Digest of Statistics*, 1988年5/9月号, および, 85年10/12月号より計算。

(注8) World Bank, *Zambia, Country Economic Memorandum*, ナイロビ?, Eastern and Southern African Region, 1986年, 55ページ。

(注9) たとえば1984年の時点で中級住宅の家賃は地方公共団体のものが月150²/₂に対して鉱山の社宅では17.50²/₂であった。Mijere, Nsolo N. J., "The Mineworkers' Resistance to Governmental Decentralization in Zambia: Nation-Building and Labor Aristocracy in the Third World," 博士論文, Brandeis University, 1985年, 285ページ。また、この議論ではインフォーマル・セクターでの経済活動からの所得等の副収入は全く考慮に入れていないが、そのような所得の占める比率は近年増大していると考えられる。

(注10) 消費者物価指数でデフレートしたトウモロコシ(最も重要な換金作物である)の生産者価格の変化については, Levi, J.; Mwanza, "Agricultural Policy Issues," H. O'Neill 他著, *Transforming a Single-Product Economy: An Examination of the First Stage of Zambia's Economic Reform Program, 1982-86*, ワシントン D. C., Economic Development Institute, 1987年, 190~191ページを参照されたい。

(注11) 鉱山労働者の1級と8級の賃金の比は、1982年には大体5対1であったのが、86年には2.2対1になった(ILO, SATOP 内部資料)。同じく鉱山労働者の熟練労働者の実質賃金は1975年から83年にかけて44%低下したのに対し、半熟練、および不熟練労働者のそれは27%の低下であった。建設労働者についても同様の傾向が見られる。World Bank, 前掲書, 54ページ。

(注12) Sanyal, Biswapiya, “Who Gets What, Where, Why and How : A Critical Look at the Housing Subsidies in Zambia,” *Development and Change*, 第12巻第3号, 1981年7月。

(注13) Turok, 前掲論文, 94ページ。

(注14) Parpart; Shaw, 前掲論文, 33ページ。

(注15) *Quarterly Economic Review*, 1984年第4号, 5ページ。

(注16) たとえば ZCTU の書記次長は, 1984年に「貧富の格差の縮小を公約としている政府がこれらの値上げを認めたのは矛盾である。値上げは貧しい者をいっそう貧しくするからである」と述べたし, 1983年に ZCTU の委員長は「われわれは主義が良い物をわれわれにもたらしてくれるのを待ってられない。……哲学が値下げしてくれるのを待てというのか」と言って, カウンダ大統領のヒューマンイズム哲学を揶揄した。Lungu, 前掲論文, 402, 404ページ。

(注17) Zambia, *Report of the Tariff Commission of Inquiry*, 第2巻, ルサカ, Government Printer, 1986年, 85, 92ページ。

(注18) Mijere, 前掲論文, 244~246ページ。地方行政法案は独立後における党・政府と労働運動の最も深刻な対立を引き起こした。UNIP は ZCTU と鉱山労働組合の幹部17人を, この反対運動を理由に党員資格停止処分にした。これに抗議して5万人の鉱山労働者がストに入り, ストは産銅地帯全域に広がった。ストは8日続き, 1966年以来の最も深刻な労働争議になった。この問題については Mijere, 同上論文および Gertzel, C., “Dissent and Authority in the Zambian One-Party State 1973—80,” 同他, 前掲書所収参照。

(注19) Parpart; Shaw, 前掲論文, 39~40ページ。

(注20) Mijere, 前掲論文, 242~243, 256ページ。

む す び

他のアフリカ諸国と同様, ザンビアにおいても独立後一貫して政府と支配政党が労働組合に対する支配の強化を試みてきたことがこれまでの論述で明らかであろう。しかしザンビアの場合, その支配は完全なものにはならなかった。その理由として, 第1にザンビアは他の国に比べて都市化率

が高く, 組織労働者の比率も高かったのも, それだけ都市住民や組織労働者が政治に大きな影響力を持っていたことが挙げられる(注1)。第2に, 都市の組織労働者の中核をなす鉱山労働者が, ザンビアの基幹産業に従事する労働者であり, ザンビア経済の銅産業への依存がきわめて高かったことが, 鉱山労働者の政治, 経済的立場を一層強いものにした。鉱山労働者は国家との関係で強い交渉力を持ったのである(注2)。この大きな影響力, 交渉力を背景に組織労働者は政府・党の支配に抵抗してきた。法律・制度のうえでは, 政府と党の労働組合に対する管理, 支配はしだいに強化されてきたにもかかわらず, 実態においては労働組合と組織労働者は依然として自主的, 独立的な政治団体, 社会集団として存在してきた。

通常労働貴族説では組織労働者の交渉力が強いことを, 特権的な所得水準, 支配層への接近と無媒介的に結びつけているが, 交渉力の強いことは逆に支配層からの独立, 支配層に対する抵抗の強さをも保証するのである。確かにザンビアでは1970年代前半までは, 組織労働者, 特に鉱山労働者は特権的な所得と生活水準を享受しており, この点だけを取れば労働貴族的であった。しかし, この時期においてさえ, 鉱山労働者を含む組織労働者がザンビアの政治・経済の安定要因だったとはいえない。労働争議は頻発し, 政府は労働組合を統制することができなかった。

さらに本稿で明らかにしたように, 1970年代後半以降の官僚ブルジョワジーの成長と経済危機は, 労働者の政治・経済的立場を変化させ, 組織労働者の労働貴族的傾向を著しく弱めた。経済危機は組織労働者の生活水準を著しく低下させた。官僚ブルジョワジーの支配強化と経済危機は労働者の政治意識を高め, 労働者を政府の政策に批判

的にした。こうして都市社会のなかで大きな政治的影響力を持ってきた組織労働者は、1970年代を境にして国家との関係、他の都市諸階層との関係を変化させた。1970年代前半までは組織労働者はアフリカ人の地位向上と都市中心の開発政策という国家の政策の恩恵を受けた。しかし1970年代以降官僚ブルジョワジーが政治・経済両面の支配層として成長してくると、組織労働者と国家を支配する官僚ブルジョワジーとの関係は対立的になった。むしろ組織労働者の利害は都市の他の諸階層（民族ブルジョワジーや雑業層）の利害に接近した。さらに経済危機と構造調整が組織労働者の実質賃金を大幅に低下させたことはそれまで所得の面で特権的であった組織労働者を都市の低所得層に近

づけることになった。今や組織労働者はその組織力を背景に都市の他の階層（時には農民も含めて）の利害を代弁して政府を批判する有力な勢力になっている。

（注1）これはザンビアとタンザニアを比較してみると明らかである。1973年の時点でタンザニアでは人口約1300万で、賃金労働者が約42万人なのに対して、ザンビアでは人口約500万で、賃金労働者は約38万人であった。しかもタンザニアでは賃金労働者の約4分の1が農業労働者であるのに対して、ザンビアではその割合は10%以下であった。Palmberg, 前掲論文, 214～215ページ。

（注2）この点でも、輸出品の大部分が農産物であるタンザニアの場合と輸出の9割が銅であるザンビアとの相違を指摘できよう。

（アジア経済研究所地域研究部）